

(訂正)「平成21年3月期 決算短信」の一部訂正について

平成21年6月11日
会社名 コニカミノルタホールディングス株式会社
代表者名 代表執行役社長 松崎 正年
(コード番号4902 東証・大証第1部)
問合せ先 広報・ブランド推進部長 高橋 雅行
(TEL 03-6250-2100)

平成21年5月14日に発表いたしました「平成21年3月期 決算短信」に一部誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には_線を付して表示しております。

記

<訂正1>

4. 【連結財務諸表】

(7) 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更 (20ページ)

(リース取引に関する会計基準等の適用)

【訂正前】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【訂正後】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より、当社及び国内連結子会社は、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

<訂正2>

4. 【連結財務諸表】

(8) 連結財務諸表に関する注記事項

<有価証券関係> (27ページ)

当連結会計年度 (平成21年3月31日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

【訂正前】

(単位: 百万円)

種類		取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	5,255	6,791	1,536
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	8	8	0
	小計	5,264	6,800	1,536
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	10,964	8,062	△2,902
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	8	6	△1
	小計	10,973	8,069	△2,904
合計		16,237	14,869	△1,367

【訂正後】

(単位: 百万円)

種類		取得原価	連結貸借対照表 計上額	差額
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	(1) 株式	7,287	8,823	1,536
	(2) 債券	-	-	-

	(3)その他	8	8	0
	小計	<u>7,295</u>	<u>8,832</u>	1,536
連結貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの	(1) 株式	<u>8,426</u>	<u>6,031</u>	<u>△2,395</u>
	(2) 債券	-	-	-
	(3)その他	8	6	△1
	小計	<u>8,435</u>	<u>6,037</u>	<u>△2,397</u>
合計		<u>15,730</u>	14,869	<u>△861</u>

<訂正3>

5. 【個別財務諸表】

(6) 重要な会計方針の変更 (38ページ)

(リース取引に関する会計基準等の適用)

【訂正前】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

【訂正後】

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

以上